

公望私記曰、案今稅長也、

〔倭訓栄前編三〕いなぎ 稲置は古ヘ公田の御倉所なるにや、又邑長の號にして、後に姓にも所の名にもよべり、允恭紀に鬪鷦國造の姓を貶して、稻置になされし事見えたり、

〔古史傳八〕稻置は○註もとは職號なりしが姓になれりしなり、○中略名義は○中諸國にある屯倉略○註の司として、其事にあづかる謂に依て、稻君と云意の稱なるを、其意を得て、稻とは書るならむ、

〔姓序考〕稻置

稻置姓は天武朝廷の詔に八色姓を改定め給へるとき、八曰稻置とみえたれど、いと舊き姓也、成務朝廷五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、このとき正しく稻置は定め給へる也、此御世より以前に、蒲生稻置、伊賀稻置、那婆理稻置、三野稻置、葦井稻置など、古事記にみえたり、されど賜へることのみえざれば、成務朝廷にて、諸國に置れしとき賜ひしにあるべし、如此れば當時には職にて、姓にあらざりしならん、うつりて姓になりしことの正しくみえたれば、允恭朝廷二年春三月丙申朔己酉、立忍坂大中姫命爲皇后云々、鬪鷦國造云々、貶其姓謂稻置、とみえたれば、當時は姓になりし也、孝德朝廷大化元年八月丙申朔庚子の詔に、國造、伴造、縣主、稻置とみえたれば、決く職の姓になりしもの也、師の云れしは、稻置は伊良君の意ならん、良と那とは通へる例あり、古事記に比良鳥命といふを、他書には夷鳥命さあるこれなり、伊良は郎女などの伊良なり、伊良は伊良、又入彦入姫なごの入しなごのみな同言に、といはれき、故思ふに、稻置は稱言にはあらざるべし、太古國用のむねとせられしものは稻米なりしかば、ことに重きものにせられし也、然れば諸國に作出せる稻米どもは各地に納置て國用を辨へられしなへに、安閑朝廷二年五月丙午朔甲寅に、廿六處の屯倉を諸國に置れ、又推古朝廷十五年、每國置屯倉とみえしにて思ふべし、屯田屯倉のことは、左古事記傳第廿六卅七、左古